

○多可町立統合中学校開校準備委員会設置要綱

令和4年8月25日教育委員会告示第4号

改正

令和4年8月25日教委告示第4号

令和4年9月22日教委告示第6号

多可町立統合中学校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 多可町立統合中学校（以下「統合中学校」という。）の開校にあたり、地域、保護者、有識者及び学校関係者等が連携し、子どもたちのよりよい教育環境の整備に向けた検討や調整を行うため、多可町立統合中学校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を調査検討し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 学校像・生徒像・校名・校歌・校章・制服など学校運営に関すること。
- (2) 通学に関すること。
- (3) P T A組織に関すること。
- (4) 式典行事に関すること。
- (5) 教育環境に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する準備委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 準備委員会は、30人程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校・教育関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

3 前項に掲げるもののほか、オブザーバーとして学識経験者を招聘することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として開校の日の前日までとする。ただし、任期途中の交代も可とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ決めておいた順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員の代理出席は、認めないものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 準備委員会は、第2条に定める事項に関して、個別具体的に調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の内容及び構成については、準備委員会で協議の上、決定する。

3 専門部会は、協議の経過及び結果を準備委員会に報告するものとする。

(専門部会の部会長及び副部会長)

第8条 専門部会に部会長1人、副部会長1人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第9条 専門部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会員の代理出席は、認めないものとする。
- 4 会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会長は、会議の結果を準備委員会へ報告する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 準備委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この告示の公布後、初めての準備委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、統合中学校の開校の日その効力を失う。

附 則 (令和4年9月22日教委告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。

○多可町立統合中学校開校準備委員会傍聴要領

令和4年8月25日
教育委員会告示5号

(趣旨)

第1条 この要領は、多可町立統合中学校開校準備委員会設置要綱（令和4年8月25日教育委員会告示4号）第1条の規定に基づく会議（以下「準備委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 準備委員会を傍聴しようとする者は、先着順に受付において傍聴人受付票にその住所、氏名、年齢を明記し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 傍聴席が満員となったとき、その他委員長が必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴を許されない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険又は会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるほか、委員長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴人の禁止事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語雑談又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 携帯電話等の電源を入れた状態で持ち込み、又は使用すること。
- (5) 傍聴席において写真、映画等を撮影又は録音等を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(委員長の指示)

第7条 前各条のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、準備委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。